

令和6年度（2024年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画について

1 熊本県環境審議会における審議について

水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、知事は河川、湖沼、海域等の公共用水域及び地下水の水質測定を行っているが、その実施に際して、水質汚濁防止法第16条第1項の規定では、毎年、測定計画を作成することとされている。

測定計画の作成に当たっては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、水質汚濁防止に関する重要事項として、執行機関の附属機関である環境審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べることができるとされている。

なお、測定計画及び類型指定の調査審議については、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）要項により、水保全部会の所管事務と定められている。

（審議の経緯）

- ・ 令和5年（2023年）12月14日
熊本県知事から審議会会長へ諮問
- ・ 同 12月21日
審議会会長から審議会水保全部会部会長へ付議
- ・ 令和6年（2024年）1月24日
審議会水保全部会において審議、原案どおり了承
- ・ 同 1月26日
審議会水保全部会会長から審議会会長に対し、審議結果の報告
- ・ 同 1月29日
審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり適当と認める」との答申

2 令和6年度（2024年度）計画の内容

（1）公共用水域

①測定機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局、人吉市、荒尾市
電源開発株式会社

②測定地点数

区分	類型（BOD、COD）※ ¹		類型（全窒素、全磷）※ ²	類型（水生生物）※ ³	
	環境基準点	補助点	環境基準点	環境基準点	補助点
河川	54	72	—	28	—
湖沼	3	—	3	2	—
海域	36	7	22	10	6
計	93	79	25	40	6

※¹ BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）

水の中の有機物を生物化学的又は化学的に分解するとき消費される酸素量。値が大きいほど水質が汚濁していることを示す。

※² 全窒素、全磷に係る調査地点は、一部、CODの調査地点と重複。

※³ 水生生物の保全に係る生活環境項目の調査地点は、一部、CODまたは全窒素、全磷の調査地点と重複。

河川、湖沼の一部及び有明海を除く海域については、類型指定がなされていないため環境基準点等はない。

③測定項目

- ・健康項目：カドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など 26項目
- ・生活環境項目：pH、COD、BOD、SS※、全窒素、全磷など 12項目
- ・特殊項目：フェノール類、銅、全クロム 3項目
- ・要監視項目：PFOS及びPFOA、クロロホルム、ホルムアルデヒドなど 32項目
- ・その他の項目：アンモニア態窒素、溶解性オルトリン酸態リンなど 23項目

※SS：水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値（mg/l）が大きい程水質汚濁が著しいことを指す。

④令和5年度（2023年度）調査との主な変更点

- ・PFOS及びPFOAの調査の実施
熊本県、熊本市及び国土交通省が測定計画に基づき、計23地点で調査を実施する。（令和6年度までに主要河川の最下流の全環境基準点で調査）
- ・合志川の水質監視の強化
合志川流域において、現在、複数の工場や事業場が立地し、今後も増加する見込みであることから、河川水質に影響が生じないか確認するため、新規の補助点（住吉橋）の設置や環境基準点での健康項目の調査回数を増加（藤巻橋、芦原）する。
- ・要監視項目調査の再開
令和2年度から休止していた要監視項目の調査を再開する。

・環境基準点における調査の効率化

国が示した水質測定 of 効率化・重点化の手引きに基づき、熊本県が調査を実施している環境基準点30地点のうち、環境基準を継続して達成し、かつ、水質が安定しており調査頻度を変更しても環境基準の評価に影響がないと考えられる18地点において、調査頻度を年12回から年6回に変更する。

(2) 地下水

①調査機関

熊本県、熊本市、国土交通省九州地方整備局及び錦町

②調査井戸数

調 査 名		熊本県	熊本市	国土交通省	錦町	計
(1)概況調査	①新規概況調査 (G点)	30 (30)	0 (0)	—	—	30 (30)
	②定点監視調査 (T点)	72 (52)	39 (39)	12 (12)	—	123 (103)
	③定点監視調査 補助点調査 (N点)	—	21 (21)	—	—	21 (21)
(2)継続監視調査	①汚染地区調査 (M点)	144 (158)	133 (135)	—	—	277 (293)
	②検出井戸周辺 地区調査(K点)	26 (30)	12 (12)	—	4 (4)	42 (46)
	③特定地点調査 (A点)	18 (18)	—	—	—	18 (18)
(3)汚染井戸周辺地区調査	0	0	—	—	0	
①汚染井戸周辺地区調査(S点)	(*)	()	—	—	()	
計		290 (288)	205 (207)	12 (12)	4 (4)	511 (511)

※ () 内は令和5年度(2023年度)計画の調査井戸数。

*汚染井戸周辺地区調査(S点)は、当該年度の調査で新たに汚染が発見された場合に汚染範囲確認のため適宜実施する。

③調査項目

・地下水の水質汚濁に係る環境基準項目

カドミウム、全シアン、砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など28項目

・要監視項目

PFOS及びPFOA、クロロホルム、トルエン、全マンガンなど25項目

④令和5年度(2023年度)調査との主な変更点

・新規概況調査(G点):

過去30年間の地下水質調査において、調査頻度が低い地域や市町村を中心に県内30地点で調査を実施

(特に直近10年間で測定していない地域を優先して実施)

- ・ 定点調査（T点）：
 - i. PFOS 及び PFOA の調査の実施
熊本県及び熊本市により計99地点で調査を実施
（令和6年度までに全市町村で調査を実施）
 - ii. 要監視項目の調査の実施
熊本県及び熊本市により計52地点で調査を実施
（令和8年度までに全市町村で調査を実施）
- ・ 汚染地区調査（M点）、検出井戸周辺地区調査（K点）：
地下水モニタリングの手引き（環境省, H20）に基づき、熊本県が調査を実施している188地点のうち、水道普及地域で、かつ、汚染項目の濃度変動が小さい43地点について、毎年1回の測定から3年に1回の測定頻度に変更して実施。
- ・ 定点調査（T点）、汚染地区調査（M点）：
井戸所有者の都合等による廃止や廃止に伴う代替井戸を選定